

公 告

令和5年(2023年) 8月 31日
一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構
理事長 甲良 佳司

制限付一般競争入札について

下記工事について制限付一般競争入札により契約を締結するので下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- 工 事 名 大手門駐車場トイレ等改修工事
- 施工場所 姫路市本町68番地 大手門駐車場
- 施工期限 令和6年7月31日限り
- 工事概要
 - ア 外部改修（大手門駐車場トイレ及び大手門茶屋の防水改修及び外壁改修）
 - イ 耐震改修（大手門駐車場トイレ及び大手門茶屋）
 - ウ トイレ改修（大手門駐車場及び）
 - エ 排水設備改修
- 前払金その他の支払条件 前払金 無
部分払 有

2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者
- 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和元年6月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条各号に掲げる者（以下「排除対象業者」という。）のいずれにも該当しない者
- 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次のすべてに該当する者
 - ア 建築工事の業種において競争入札に参加する資格を有する者
 - イ 建築工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
 - ウ 法人にあつては、本店が姫路市内にあり市税に未納がない者
個人にあつては、住所及び主たる事業所が姫路市内にあり、市税に未納がない者

- エ 法人にあつては、消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がない者
個人にあつては、消費税及び地方消費税並びに所得税に未納がない者
- オ 令和5年度の姫路市の業者登録における「建築工事」の格付けが「S」又は「A」である者で、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果（以下「経営事項審査結果」という。）の「建築工事」の2・3年平均完成工事高が1,000万円以上ある者
- カ 第7条の3第2号の表「建築工事業」に定める資格を有する者を、本工事に配置できる主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者資格者証の交付を受けた者にあつては、有効な監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の交付を受けていること。以下同じ。）として有する者
- キ 第4項第3号に定める入札参加資格の審査の申込みの受付期間の満了時又は9月19日までに、契約締結予定日において有効な経営事項審査結果の通知の写しを当機構理事長に提出できる者（契約締結予定日は令和5年(2023年)9月下旬以降とする。）
- ク 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資金面若しくは人事面において関連が認められるものでないこと
- (5) 公告の日から入札の日までの間に姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止及び当機構からの指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次のア～ウのいずれにも該当する関係がない者（ア～ウに該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）であること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合

を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(7) 入札参加形態は単独企業とする。

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配付の期間及び場所

配付期間	公告の日から令和5年(2023年)9月 7日まで (姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる休日(以下「姫路市の休日」という。)は除く。) 午前9時30分から午後5時まで
配付場所	姫路市飾磨区三宅一丁目196番地 一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構 事務所
	一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構ホームページで提供 (https://himeji-machishin.jp)

4 入札参加資格の審査及び通知

(1) 本工事の制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる書類等を理事長に提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の審査を受けなければなりません。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ 第2項第3号キに規定する経営事項審査結果の通知の写し

ウ 主任技術者・監理技術者設置届

エ 市税について未納がないことの納税証明書

オ 第2項第3号エに規定する税について未納がないことの納税証明書

(2) 参加希望者は、前号に掲げる書類を入札参加資格の審査の申込みの受付期間内に受付場所に提出しなければなりません(前号イの経営事項審査結果の通知の写しについては、入札参加資格の審査の申込みの受付期間内に提出できなかった場合は、令和5年(2023年)9月19日までとする。)

(3) 入札参加資格の審査の申込みの受付期間及び受付場所

受付期間	令和5年(2023年)8月31日から 令和5年(2023年)9月7日まで (姫路市の休日は除く。) 午前9時30分から午後5時まで
受付場所	姫路市飾磨区三宅一丁目196番地 一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構

- (4) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とします。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和5年(2023年)9月12日までに確認通知書に記載してメールで通知します。
- (7) 入札参加資格がないと認められた者には、確認通知書にその理由を記載します。
- (8) 入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。その場合には、令和5年(2023年)9月15日までに当機構へその旨を記載した書面を提出してください。期日までに当該書面の提出があった場合は、これに対し速やかに回答します。

5 設計図書の譲渡

(1) 設計図書の譲渡期間及び場所

期間	令和5年(2023年)8月31日から 入札日の前日まで (姫路市の休日は除く。) 午前9時30分から午後5時まで
場所	姫路市飾磨区三宅一丁目196番地 一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構

- (2) 設計図書が必要な者は、設計図書申込書を前項第3号に規定する期間内に当機構に提出してください。
- (3) 設計図書に関して質問しようとする者は、質問事項を記載した書面を令和5年(2023年)9月13日正午までにメールまたはファクス(079-221-2908)で送付してください。回答書は、令和5年(2023年)9月20日までにメールで送信します。

6 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和5年(2023年)8月31日から 入札日の前日まで (姫路市の休日は除く。) 午前9時30分から午後5時まで
-----------	--

契約条項を示す場所	姫路市飾磨区三宅一丁目196番地 一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構
-----------	---

7 入札及び開札の日時並びに場所

入札日	令和5年(2023年)9月27日(水) 午前10時00分
開札日	令和5年(2023年)9月27日(水) 午前10時00分
入札及び開札の場所	未定

※詳細は参加資格通知時にお知らせします。

8 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除します。
- (2) 契約保証金については、一般財団法人 姫路市まちづくり振興機構契約規程第10条の規定を適用します。
- (3) 現場説明会は、行いません。

9 入札に関する事項

(1) 入札方法等

- ア 本入札の予定価格及び最低制限価格は、契約締結後に公表します。
- イ 入札の執行回数は、3回を限度とします。
- ウ 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と決定いたします。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがあります。
- エ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合はくじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
- オ 落札者には、入札額の算定の基礎となった詳細な積算書の提出を求めますので必ず入札時に持参してください。
- カ 本入札において、入札参加者が15人未満の場合は、入札を執行しないことがあります。
- キ 開札の結果、落札者がいないときは入札を打ち切ります。

(2) 入札に関する条件等

- ア 入札を行うときは、確認通知書(原本)を提示してください。
- イ 入札及び開札には、必ず出席してください。

- ウ 郵便による入札、電話やファクシミリによる入札及び電子入札は、認めません。
- エ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- オ 入札参加者には、入札時に入札額の根拠となる積算内訳書(指定の様式によること)の提出を求めますので、必ず入札時に持参してください。
- カ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。

10 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とします。

- ア 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- イ 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加資格の確認を受けた者がした入札
その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- エ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- オ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- カ 入札書に記名押印のない入札
- キ 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- ク 金額を訂正した入札
- ケ 委任のある場合は、代理人の氏名又は押印のない入札書による入札及び委任状のない入札

11 その他

- ア 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合若しくは排除対象業者に該当した場合は、契約を締結しないことがあります。
- イ 落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第1号に定める暴力団排除に関する誓約書を理事長に提出する必要があります。